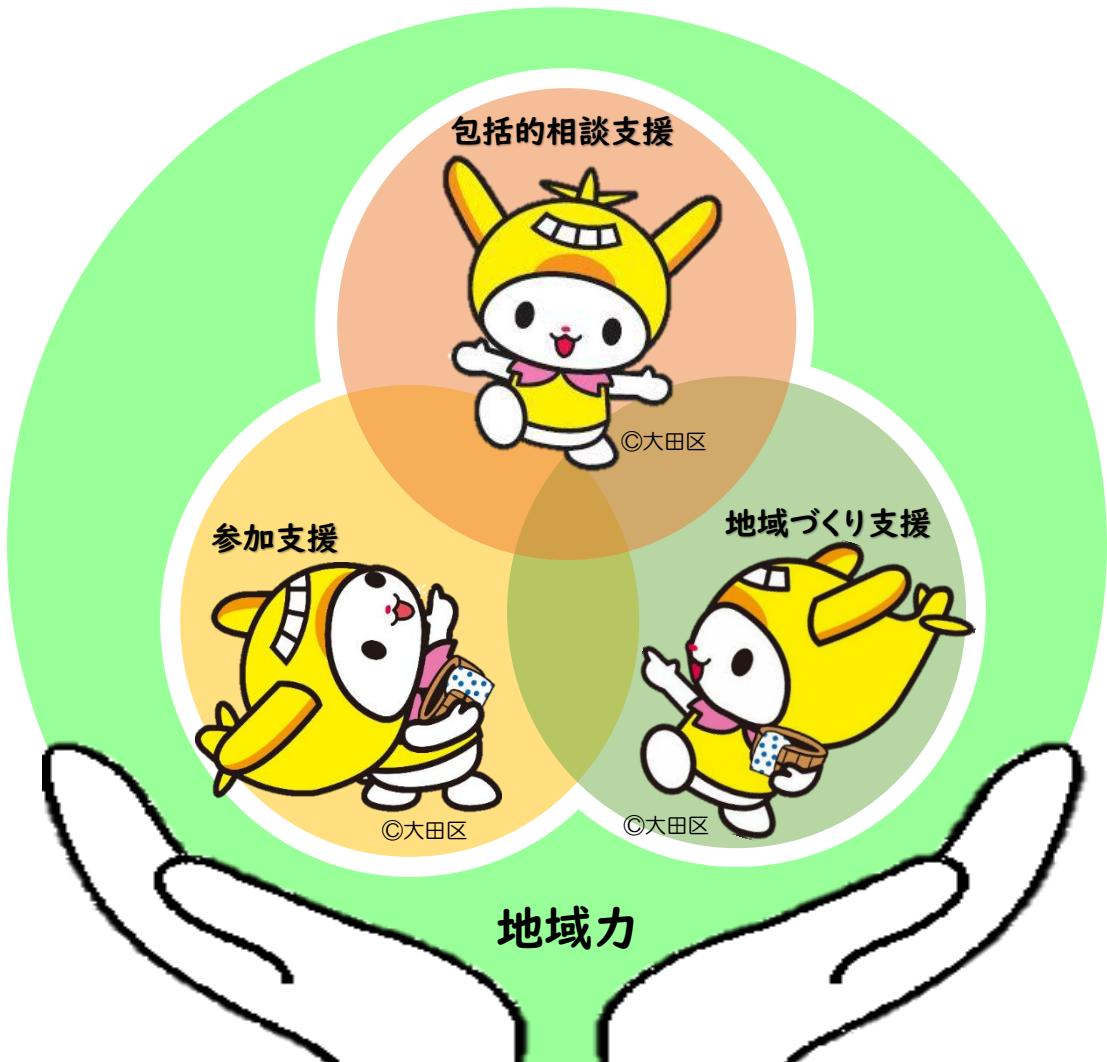


令和5年度 大田区版「地域共生社会の実現」 に向けた推進方針

— 令和5年度 大田区重層的支援体制整備事業実施計画 —



令和5年3月策定

はじめに

社会福祉法第106条の5第1項で、『市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、同法第106条の3第2項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする。』と規定されており、本編はそれに当る「実施計画」として策定しました。

目次

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 SDGsとの関係	3
4 重層的支援体制整備事業の概要	3
5 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方	4
6 令和4年度移行準備事業の実施結果を踏まえた現状の課題	5
7 令和5年度に取組むべき視点	7
8 令和5年度の重層的支援体制整備事業の実施内容	8
9 今後に向けた当面の検討事項	15
10 計画の進行管理	16
11 大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化	17
12 大田区社会福祉協議会との連携	17
13 重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業	17

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

大田区の高齢者人口は、令和7(2025)年度にかけ、横ばいで推移する見込みですが、介護ニーズの高まる75歳以上の後期高齢者の割合が拡大する見込みです。さらに、その先を展望すると、令和 22(2040)年度には、高齢化率は 27.0%に達し、高齢者の単身世帯や、夫婦のみの世帯の増加、認知症の高齢者の増加が見込まれます。一方で、出生率の低迷による、生産年齢人口の減少が危惧されます。

特に子どもは、社会の希望、未来をつくる存在であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

しかし、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、家族内の支援力の低下や、地域でのつながりが希薄化している状況があります。

このため、支援ニーズの多様化と複雑化に、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、生活課題に十分に対応できない事例が増えています。

また、課題を抱えた方の中には、自らが相談に行くことや、課題を認識することが困難な方がいて、必要な支援につながれずに、制度の狭間で孤立してしまい、「生きづらさ」を抱えた方が増えてきております。

こうした現状から、区は、平成 31 年3月に策定した大田区地域福祉計画で大田区版「地域共生社会の実現」※を掲げ、「複合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」を柱に、地域福祉の推進に取り組んできました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、人と人、人と地域とのつながりが希薄化、多様化してきました。コロナ禍によって、これまで支援につながりにくかった 30 代から 50 代の非正規雇用、フリーランス、ひとり親家庭などの生活困難層への対応も必要となっています。こうした状況の中で、区は個別支援におけるチーム支援の実現に向け、各分野の支援調整機能を高めてきました。

複合的な世帯への対応には、分野横断的な連携体制の強化と、地域との更なる協力体制を進めていく必要があるため、令和3年度に、輻輳した課題のある家庭への支援体制を検討する「要支援家庭等対策委員会」において、全庁的な体制の検討を開始しました。

検討では、包括的な支援体制の具体的な取組みとして、令和2年6月の社会福祉法(以下「法」という。)の改正によって新たに創設された「重層的支援体制整備事業」を、大田区の地域力を活用して実施することについて、議論を深めてきました。

検討の結果、令和4年度は移行準備事業を実施し、その効果を検証したうえで、令和5年度からの本格実施をめざすことにしました。

(2) 目的

重層的支援体制整備事業を実施することによって、包括的支援体制を構築し、大田区版「地域共生社会の実現」※を推進します。

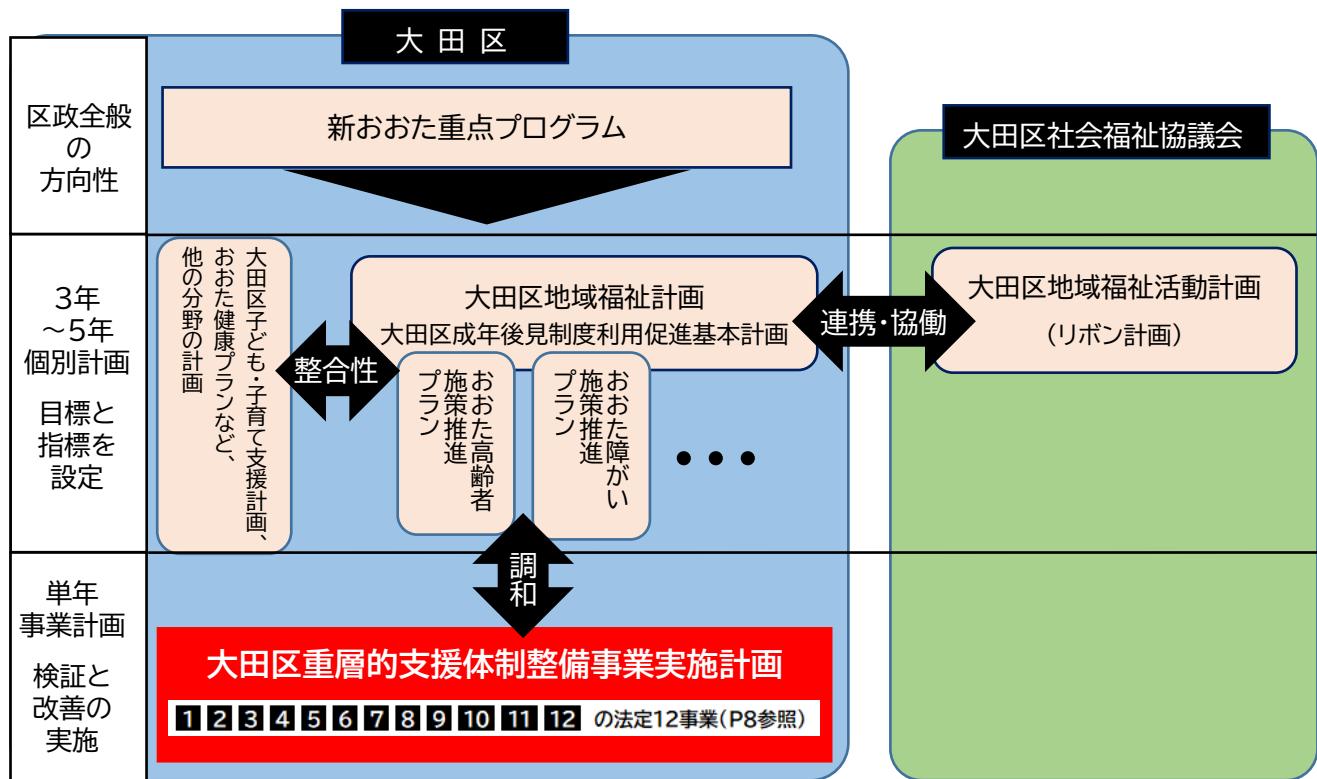
※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。大田区の強みである「地域力」を活かして大田区らしい地域共生社会の実現を推進します。

2 計画の位置づけ

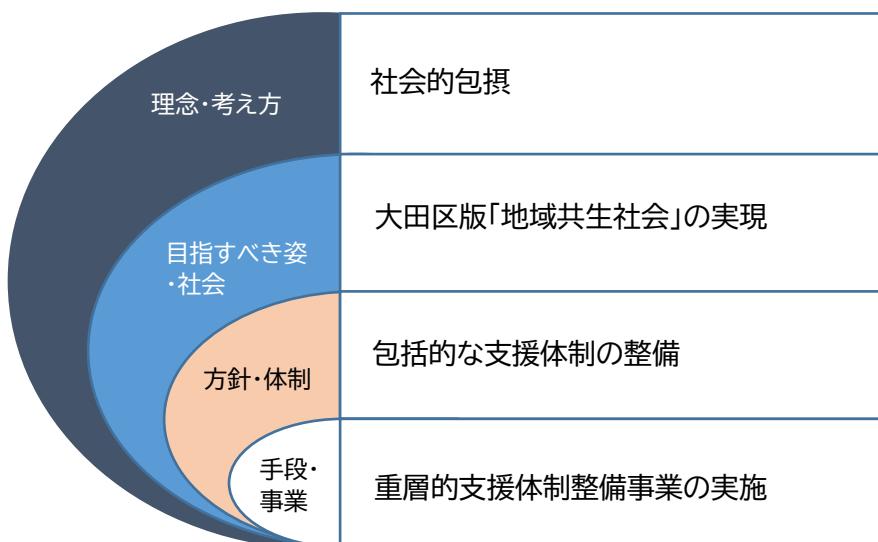
重層的支援体制整備事業実施計画は、法第106条の5に基づき、策定するものです。

区は、大田区地域福祉計画で掲げる大田区版「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として、「重層的支援体制整備事業」を実施します。

本計画により、具体的な区の考え方や、事業内容等を見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。



◆重層的支援体制整備事業の位置づけ



3 SDGsとの関係



本計画は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に密接に関連します。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整備することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。



4 重層的支援体制整備事業の概要

法第106条の4に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

(1) 包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号）

本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

(2) 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

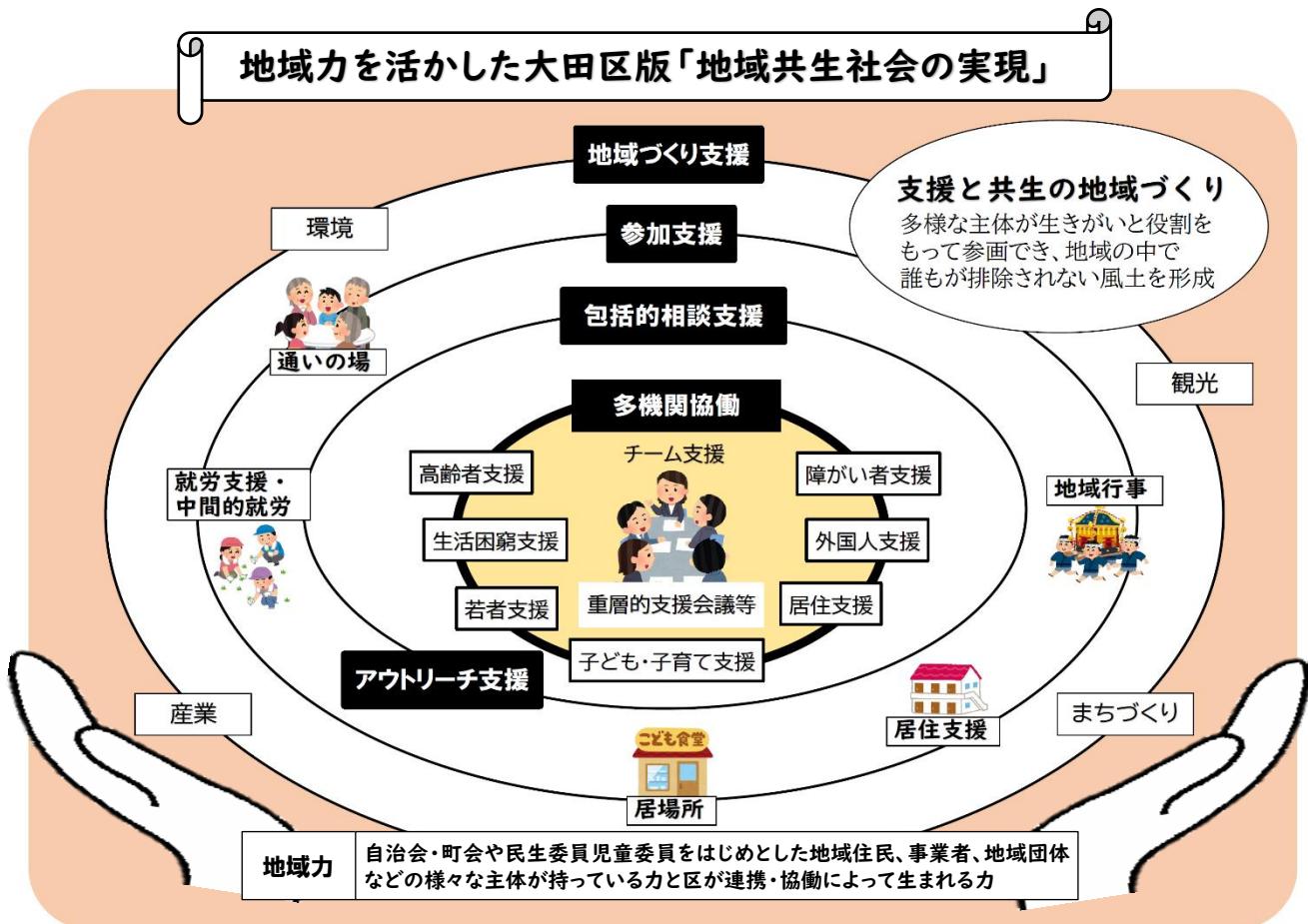
(3) 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援

5 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方

大田区の強みである「地域力」を最大限に活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組みを「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、分野横断的な包括的支援の体制に再整理します。

多機関連携によるチーム支援を形成するため、連携の意識を高め、支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一歩一歩着実に進めていきます。



◆大田区が考える「重層的」の意味

- ① 「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を“重層的”に実施すること。
- ② 課題に対して必要な支援サービスを提供するために、支援機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること。
- ③ 区が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPOなどの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと。

※ 対象となる課題は、複雑化・複合化した課題だけでなく、広く区民が支援者を必要とする課題とします。こうした取組によって、早期把握・早期支援による早期解決の予防的支援にもつなげていきます。

6 令和4年度移行準備事業の実施結果を踏まえた現状の課題

令和4年度に実施した重層的支援体制整備移行準備事業において、分野横断的な課題を検討する「重層的支援会議」を、大森地域でモデル実施しました。

実施結果を踏まえて、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援別に、現状と課題を整理しました。

(1) 包括的相談支援

重層的支援会議を実施し、大田区においても、8050問題や、その80代の親が亡くなったあとでの親亡きあととの問題などをはじめとした、複合的な課題を抱えた世帯の実態が改めて見えてきました。

こうした課題には、様々な病気や障がい、虐待、生活困窮、ひきこもりなど、生活面、金銭面、健康面などの多方面における支援の必要性が見えてきました。

多方面における支援に対応するためには、一つの機関では解決が難しく、課題に応じて関係機関等が連携し、世帯をチーム支援することが重要です。

現在区では、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各分野において、困難ケース等を検討する支援調整会議の機能があります。

しかしながら、分野横断的な課題や制度の狭間の課題に対応するには、どこの機関が中心的役割を担うのかが不明確になる場合があり、モデル実施した重層的支援会議等における分野や属性を問わない多機関調整の機能が有効でした。

また、課題の中には、もっと早期に相談につながり、地域資源の活用も含め支援できれば、課題の重度化を防ぐことができた事例もありました。

しかし、課題が重度化して初めて、支援の調整機関に情報が伝わる傾向が、強く見られます。

課題の重度化を防止するために、これまでの専門的な相談窓口の整備だけではなく、区民にとって身近な相談の入口を整備し、早期に課題を把握するしくみづくりを検討する必要があります。

多機関が連携するにあたっては、各機関の情報の記録媒体が異なるため、情報連携に、手間と時間がかかり、職員の負担が大きくなっています。

また、精神疾患のある方への支援のマンパワーと方法が、十分ではない現状があります。

本事業の実施により、多機関連携の機会が増えていくため、福祉の支援に携わる職員が、分野や組織に関わらず、ともに支援スキルを高めあうことが大切です。

(2) 参加支援

複合課題を抱えている方には、望まずして地域社会から孤立している場合もありました。

こうした方の希望に沿って、地域や社会とのつながりを支援することが重要です。

地域社会とのつながりを支援するためには、自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や区民活動団体、事業者などの協力者をもっと増やしていく必要があります。

(3) 地域づくり支援

新型コロナウイルス感染症の影響もあって、コミュニケーションのあり方が多様化し、人のつながりや、距離感に対する価値観が、人によって違ってきています。

このため、地域活動を活性化していくには、参加方法を工夫し、多様化していくことが求められます。

重層的支援会議で取り扱った事例の中には、個別の対応だけではなく、地域課題として、その方を支える地域づくりの検討が、必要な事例も見えてきました。

課題の重度化を防止するためには、困りごとを抱えた区民に早期に気付くしくみを、地域づくりの視点でも検討することが必要です。

◆区が考える「チーム支援」とは

課題を抱えた区民(世帯)を支援するには、関係機関が連携して、チームで支援することが重要です。

これまで、関係機関が連携して支援を行っていますが、本事業の実施に伴い、区がめざす「チーム支援」を以下のとおり定義づけます。

区民(世帯)の課題に応じて、関係する各支援機関、多様な地域の関係団体が集まり、支援方針を共有し、互いを尊重しながら、それぞれの役割分担(ポジションニング)に基づき、継続的な支援を実践することを「チーム支援」とします。

7 令和5年度に取組むべき視点

「6 令和4年度移行準備事業の実施結果を踏まえた現状の課題」に対して、令和5年度に取組むべき視点を以下のとおり整理しました。

(1) 包括的相談支援

取組の視点	内容
多機関連携による チーム支援づくりの整備	既存の多機関連携の各種調整会議を強化しつつ、既存のしくみでは調整が難しい事例にあっては、関係機関が連携してチーム支援ができるように、整備を進めます。
情報連携の しくみづくりの整備	多機関連携を推進するにあたって、個人情報の取扱い方法を整備し、円滑な情報連携ができるようにシステム化を検討します。
課題の早期把握・ 早期支援のしくみづくり の整備	既存の支援窓口のしくみだけではなく、早期把握・早期支援に向けた相談の入口の整備を検討します。
支援者のスキルアップ に向けた整備	大田区福祉人材育成・交流センターの機能を活かし、分野や組織に関わらず、福祉に携わる職員の包括的支援への対応力が向上できるように、整備を進めます。

(2) 参加支援

取組の視点	内容
本人を中心とした 参加支援の推進	本人の強みを活かしたオーダーメイドの参加支援を、その後の定着や、自立も視野に入れながら進めていきます。同時に、地域社会とのつながりを継続的に築くための場を見える化し、地域資源の活用や、新たな地域資源の創出の支援を進めます。
協力者の参加の促進	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の協力者が、支援活動に参加できるしくみを整備します。

(3) 地域づくり支援

取組の視点	内容
地域における支えあい の創出	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の多様な活動主体の連携と協働の方法を検討し、支えあいの地域ネットワークづくりを進めます。
地域課題の抽出と共有	重層的支援会議などの個別事例から地域課題を抽出、関係者間で共有し、必要な地域資源の分析と関係者の連携・協働を進めます。

8 令和5年度の重層的支援体制整備事業の実施内容

大田区における包括的支援体制を構築するために、「7 令和5年度に取組むべき視点」を踏まえて、重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施します。

(1) 区の重層的支援体制整備事業交付金対象事業

重層的支援体制整備事業の実施においては、以下の法に定められている対象事業(12事業)を全て実施することが条件となります。

高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野の、「包括的相談支援」や「地域づくり支援」にかかる既存事業の国等の補助金が、「重層的支援体制整備事業交付金」に一本化します。このことにより、分野横断的な相談支援や地域づくり支援の事業構築が、財政面や制度面からも可能になります。

法対象事業		区該当事業	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	1 地域包括支援センターの相談支援	高齢福祉課
	基幹相談支援センター等機能強化事業	2 大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	障がい者総合サポートセンター
	利用者支援事業	3 妊婦面接・新生児等訪問	健康づくり課 地域健康課
	生活困窮者自立相談支援事業	4 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの自立相談支援 強化	蒲田生活福祉課
多機関協働事業		5 多機関協働事業 強化	福祉管理課 地域福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		6 大田区ひきこもり支援室SAPOTAのアウトリーチ支援等	蒲田生活福祉課
参加支援事業		7 地域福祉コーディネート事業 強化	福祉管理課
地域づくり支援事業	地域介護予防活動支援事業	8 地域介護予防活動支援事業 地域福祉コーディネート事業 強化	高齢福祉課 福祉管理課
	生活支援体制整備事業	9 生活支援体制整備事業 地域福祉コーディネート事業 強化	高齢福祉課 福祉管理課
	地域活動支援センター機能強化事業	10 地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	11 子育てひろば	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	12 おおたフード支援ネットワーク事業 新規	福祉管理課

※(2)区該当事業の内容では、該当する上記**1~12**を付番して表記しています。

(2) 区該当事業の内容

包括的相談支援事業 1 2 3 4

高齢・障がい・子ども・生活困窮などの相談支援事業をはじめとした区民からの困りごとの相談を受ける各支援機関は、まずは、世帯が抱える課題を把握し、必要に応じて関係機関と積極的に連携し、包括的な相談支援を実施します。

法で定められている以下の事業においては、特にこの役割を強化します。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
1 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの相談支援	高齢者やその家族等から介護・福祉・保健等に関する総合的な相談を受ける窓口として、専門職による包括的な支援を実施します。	高齢福祉課
2 基幹相談支援センター等機能強化事業	大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	大田区における障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、専門家(医師、臨床心理士等)による相談や、地域の相談機関・支援機関との連携強化の取組などを実施します。	障がい者総合サポートセンター
3 利用者支援事業	妊婦面接・新生児等訪問	母子健康手帳交付時等に、全ての妊婦に保健師、助産師による面接を実施します。 区と妊婦とのファーストコンタクトとして、妊婦面接を行い、リスク把握を行うことで予防的支援の強化を図ります。	健康づくり課 地域健康課
4 生活困窮者自立相談支援事業	大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの自立相談支援	生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱え、経済的に困っている方に対して、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行います。	蒲田生活福祉課

一体的連携事業

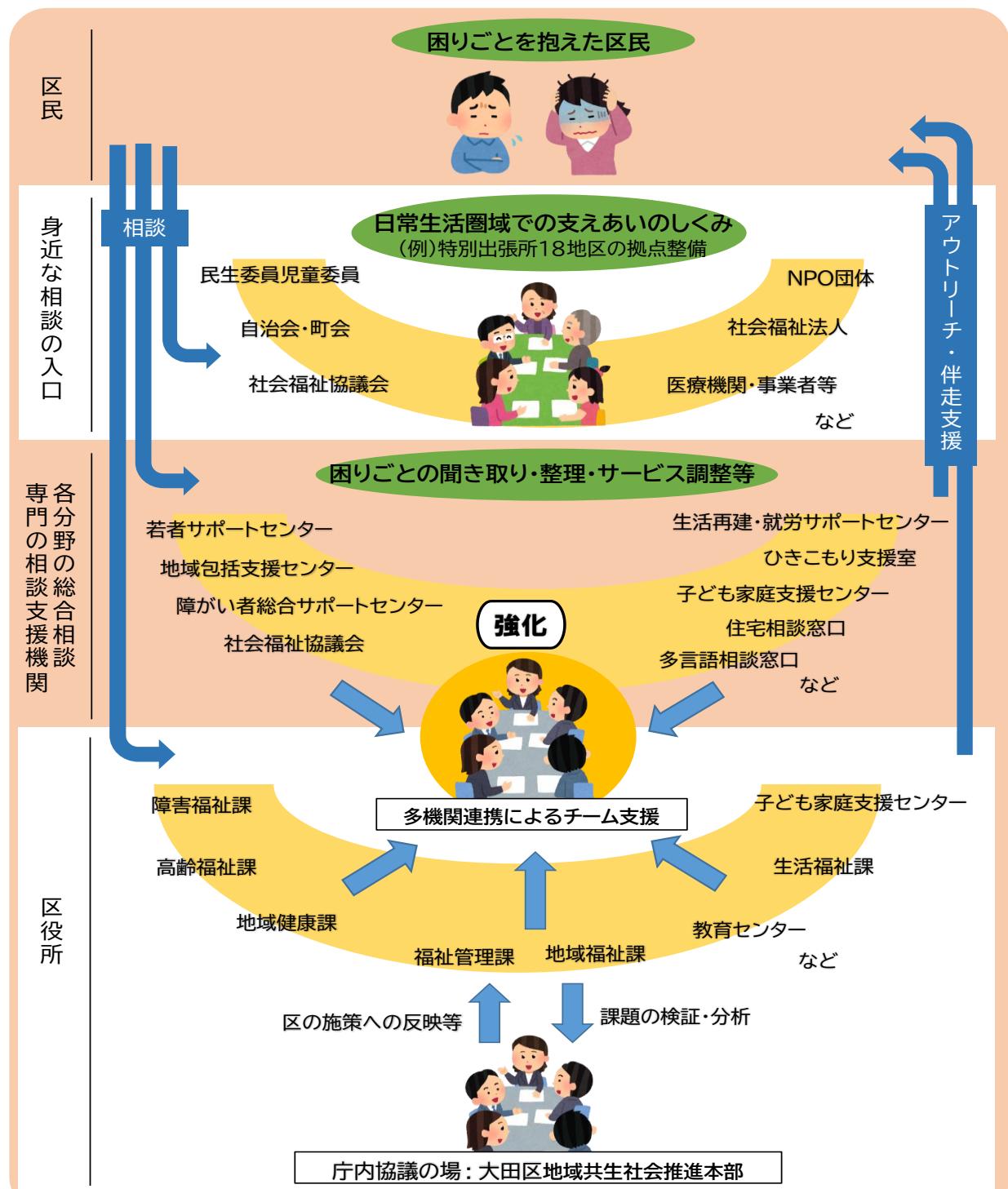
多様な課題を抱える子ども・若者やその世帯の支援を重層的に行うためには、重層的支援体制整備事業と子ども・若者を対象とした支援体制が連携して機能することが重要です。子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センター（若者サポートセンター「フラットおおた」）では、複雑化・複合化した課題等について、多機関協働事業と連携し、適切な支援につなげる等、重層的支援体制整備事業と相互に連携しながら一体的に取り組みます。

事業名	内容	所管課
大田区若者サポートセンター フラットおおた	<p>概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族を対象に、分野を問わず総合的な相談対応を行うとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。</p> <p>併せて併設の居場所を活用した様々な交流体験等の機会を提供し、参加支援を含め、社会的自立に向けた伴走的な支援を行います。</p>	地域力推進課

◆包括的相談支援事業の構築イメージ

多機関連携によるチーム支援の強化

既存の各事業においても、関係機関との連携によるチーム支援を実施していますが、さらに分野や属性を問わない支援を強化するため、そのチームづくりをサポートする機能として、「多機関協働事業」を新規に実施します。



多機関協働事業 5

各支援機関の包括的相談支援をサポートし、状況に応じて、分野や年代に関わらず、広く支援者を必要とする課題に対して、チームづくりの総合調整等を行います。

所管課

各地域福祉課地域包括ケア推進担当

重層的支援会議等の実施

各支援機関の包括的相談支援をサポートする手段のひとつとして、次の機能をもった重層的支援会議の実施や調整・助言等を行います。

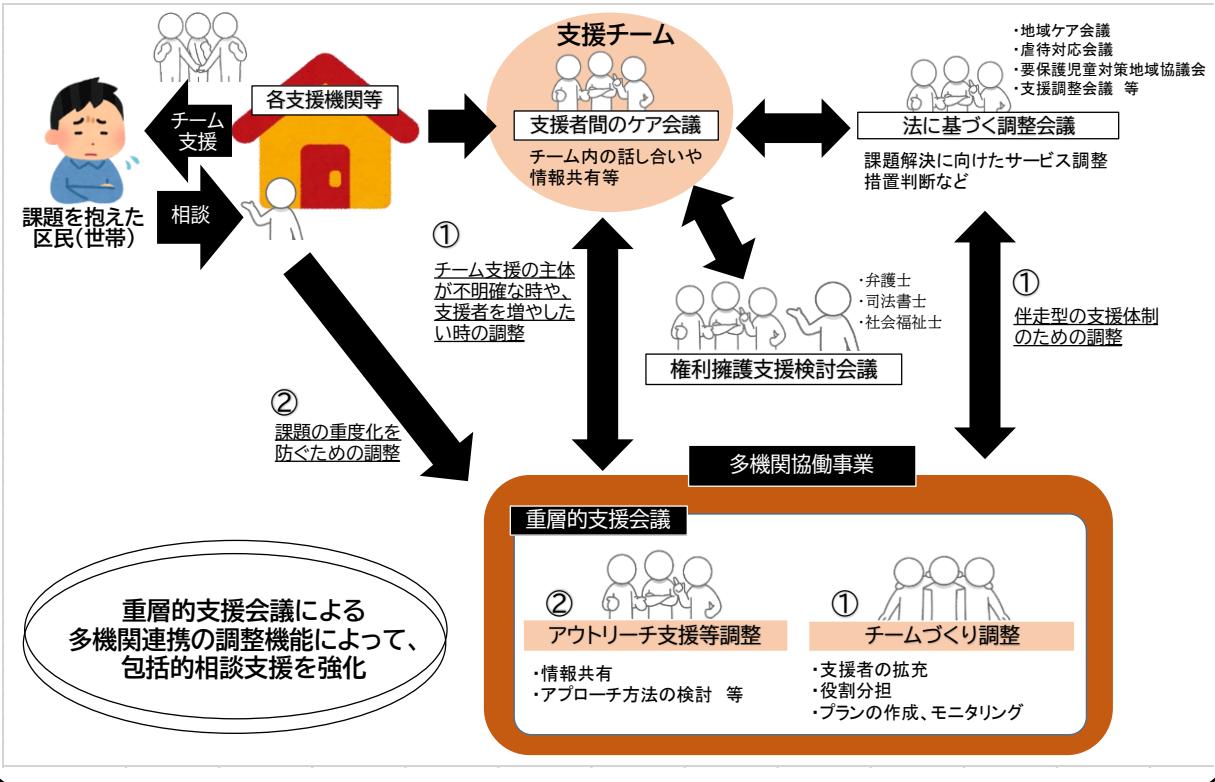
① チームづくり調整機能

課題に応じて必要な機関と支援方針や役割分担を検討し、支援プランを作成します。
また支援プランのモニタリングを実施します。

② アウトリーチ支援等調整機能(法第 106 条の6に基づく支援会議)

法に基づき支援チームに守秘義務を課したうえで、必要な情報を関係者と共有し、対象者本人との関係性づくりをするためのアウトリーチ支援等の方法を検討します。

◆既存の各調整会議機能と新たな機能との関係性



アウトリーチ等を通じた継続的相談支援事業 **6**

自ら相談の窓口に行けない方などに対して、アウトリーチ等を通じて、本人との関係づくりを行い、適切な支援につなげ、継続的な相談支援を行います。

本人との関係づくりにおいて、関係機関と連携が必要な場合は、重層的支援会議(アウトリーチ支援等調整機能)を活用して、多職種連携によるチームアプローチに取組みます。

区該当事業	内容	所管課
6 大田区ひきこもり 支援室・SAPOTA のア ウトリーチ支援等	本人との関係づくりに向けたアウトリーチ等を行い、本人やその家族に対し、専門の支援員が一緒に考え、伴走支援を行います。	蒲田生活福祉課

参加支援事業 **7**

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、包括的相談支援事業の実施とともに、地域社会とのつながりを築くことを支援します。

また、課題に応じて必要な地域資源、居場所などへのつなぎや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取組みます。

区該当事業	内容	所管課
7 地域福祉 コーディネート事業	本人の希望に応じて、社会参加に向けた地域資源へのつなぎや、社会参加等の場に定着するまでの支援と、定期的なフォローアップを行います。地域参加・社会参加の場の見える化と協力者の参加促進に取り組みます。	福祉管理課

一体的連携事業

区該当事業	内容	所管課
大田区若者サポートセ ンター フラットおおた	子ども・若者を対象にした居場所を通じ、相談者の状況やニーズに応じた様々なオーダーメイドの支援プログラムを実施します。居場所での様々な交流体験等を通じ、地域参加、社会参加を促進し、社会的自立に向けた伴走的な支援を行います。	地域力推進課

地域づくり支援事業 8 9 10 11 12

これまでの既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させて、多様な主体が役割をもって参画でき、地域の中で誰もが排除されない風土を形成していきます。大田区の強みである「地域力」を活かして、縦割りでの地域づくりとならぬよう、取組んでいきます。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
8 地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開を目指し、ボランティア人材の育成研修、地域活動組織の育成・支援等を行います。	高齢福祉課
9 生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	高齢者の生活課題と地域資源をつなぐ支援、資源発掘や創出等を行います。	高齢福祉課
8 9 地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業	地域福祉コーディネート事業	個別課題を地域課題として分析し、地域で協力してくれる多様な主体の参画を増やし、地域で支えあうしくみづくりを行います。	福祉管理課
10 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター	障がい者の創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害福祉課
11 地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	子育てに関する相談を受けるとともに、親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流し、子育てに関する悩みなど、情報交換を行う場を実施します。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター
12 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	おおたフード支援ネットワーク事業	地域における生活困窮者やひとり親家庭等への『食』の支援を可能にする基盤をつくり、地域の支えあいのネットワークづくりを推進します。	福祉管理課

9 今後に向けた当面の検討事項

「7 令和5年度に取組むべき視点」のうち、単年度では解決が難しい課題について検討を行います。

(1) 相談の入口と出口の整備

検討事項	関係部局
<ul style="list-style-type: none">重層的支援体制整備事業における相談の入口の整備として、区民の困りごとに早期に気づき・つなぐしくみづくりを検討します。地域社会から孤立することがないよう、相談の出口の整備として、地域力を最大限活かした包摂的な地域づくりの強化を検討します。	地域力推進部 福祉部

(2) 精神疾患のある方への支援のあり方

検討事項	関係部局
<ul style="list-style-type: none">精神疾患のある方の課題を整理し、医療に加え、その前段階において、必要な支援・サービスにつなげる支援策を検討します。精神疾患のある方への支援のすそ野を広げ、相談のマンパワーを増やす検討を行います。	地域力推進部 福祉部 健康政策部

(3) 児童相談所の設置及びこども家庭庁設置に伴う区の対応

検討事項	関係部局
<ul style="list-style-type: none">区では児童相談所の開設を控える中、国においては、こども家庭庁を創設します。このため、部局ごとに分かれている各施策や新規施策をどのようにまとめていくか検討します。	地域力推進部 福祉部 健康政策部 こども家庭部 教育総務部

(4) 多機関連携のための情報共有のシステム化

検討事項	関係部局
<ul style="list-style-type: none">多機関連携を円滑にするために、相談記録をシステムによる管理に統一化することを検討します。情報共有するに当っては、機密情報の管理が重要となるため、取扱いの運用ルールも併せて検討します。	企画経営部 総務部 地域力推進部 福祉部 健康政策部 こども家庭部 教育総務部

10 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内協議の会議体である「大田区地域共生社会推進本部」で進捗状況の管理を行い、分野横断的な課題への検討・改善を行い、予算を検討し、毎年本計画の内容を更新・公表します。

併せて、地域、福祉、保健医療の各分野の委員で構成される「大田区地域福祉計画推進会議」などの意見等を、本計画の内容に反映させます。

(1) 事務局

庁内関係部局の長で組織する「大田区地域共生社会推進本部」の事務局を担い、重層的支援体制整備事業の全体の調整、実施計画の更新等を行います。

所管課	福祉管理課調整担当
-----	-----------

(2) 進行管理の流れ

「大田区地域共生社会推進本部」は、以下のとおり年3回程度実施し、実施計画の更新を行います。

	内容
第1回	7ページの「令和5年度に取組むべき視点」の中間検証と見えてきた新たな課題の抽出
第2回	新たな課題に対する施策・事業の検討 ・検討状況を踏まえた予算化等 ・次年度の実施計画案の作成
第3回	次年度の実施計画の策定

(3) 評価・検証の検討

重層的支援体制整備事業は、属性を問わず分野横断的な支援を行うもので、高齢、障がい、子ども子育て、生活困窮等の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業です。

このため、本計画も、大田区地域福祉計画、おおた高齢者施策推進プラン、おおた障がい施策推進プラン、大田区子ども・子育て支援計画等との調和を保ち、整合性を図る必要があります。

大田区においては、令和5年度に次期計画期間の大田区地域福祉計画、おおた高齢者施策推進プラン、おおた障がい施策推進プランの策定を予定しており、それぞれに評価指標を設定するため、本計画の評価・検証のあり方については、それらの策定に合わせて検討を行います。

(4) 計画の更新

本計画は、「大田区地域共生社会推進本部」において、7ページの「取組むべき視点」に基づき、区としての体制整備の状況の確認を行い、毎年度プラスアップし、計画の更新を行います。

11 大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化

大田区版「地域共生社会の実現」に向け、重層的支援体制整備事業の実施とともに、大田区福祉人材育成・交流センターが中心となり、e ラーニングシステムや交流会等を活用しながら、区内福祉従事者が様々な垣根を越えて共に学び、高め合いながら、横のつながりを強化していくことで、区内全体の福祉の向上をめざします。

12 大田区社会福祉協議会との連携

重層的支援体制整備事業の目的である大田区版「地域共生社会の実現」に向けて、区は地域福祉実践の重要なパートナーである大田区社会福祉協議会と連携・協働して、包括的支援体制の強化を図ります。同時に、制度の狭間への対応や、課題の重度化に対する予防的支援を重視する観点から、互いの強みを活かしながら、本事業を構成する各事業を一体的・総合的に実施することによって、本事業の効果を一層高めていきます。

13 重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業

法で定められている重層的支援体制整備事業と、関連する区の既存事業が連携し、包括的支援体制がより効果的になるよう、大田区版の重層的支援体制整備事業を実施していきます。

※ 重層的支援体制整備事業と関連する各事業については、分野ごとの法令等に基づき、関係部局で実施し、進行管理をしているため、別途示していきます。

令和5年度 大田区版「地域共生社会の実現」に向けた推進方針

－ 令和5年度大田区重層的支援体制整備事業実施計画 －

発行:大田区

編集:大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03-5744-1721

FAX 03-5744-1520